

## 随意契約の相手方に対するセンターの再就職支援について

平成19年12月4日  
内閣官房行政改革推進室

## 委員からの意見

- 随意契約の競争性・透明性を高めるという適正化推進の趣旨に鑑み、随意契約先はセンターのあっせん対象としない。
- そこに行ったらグレーだと思われる先には、営利法人であれ、非営利法人であれ、再就職支援の先からは外した方がよいのではないか。
- 非営利法人については、随意契約の額が相当あるなど相当密接な関係があるところについてはきちんと見るべき。そのようなところには所管の府省の出身者を行かせないということも考えられる。
- 独法見直し、契約適正化など関連改革を徹底した上で、センターが再就職支援を行うようにすべき。（「発足当初期」においては、センターは再就職支援を行わない。）
- 随意契約先全てがセンターの再就職支援の対象外とすると、民間の大企業に再就職できなくなり、本人の能力・適性をいかした再就職を実現するという今般の法改正の意味がなくなる。
- 随契先というだけで一律にあっせんしないこととするのはおかしい。随契が悪で一般競争入札が善という議論に陥りがちであるが、センターが一律に再就職支援を行わないというのは短絡的すぎる。

# 「随意契約の見直しに係る取組み等」(前回配付資料)より

## 今後に向けた取組み

○ 「随意契約の適正化の一層の推進について」(平成19年11月 公共調達<sub>の</sub>適正化に関する関係省庁連絡会議)

(総理指示(下記参照)に基づき策定)

- ① 随意契約の適正化を一層推進する必要
  - ② 競争性のある契約に移行した後も、特定の者以外が事実上満たすことのできない条件を設定し、結果として競争が成立しないなどの問題を解決する必要 等
- から、以下の取組みを実施。

- ・ 「随意契約見直し計画」の厳正な実施の徹底
- ・ 監視体制の充実強化(各府省に、全ての契約を監視する第三者機関を設置)
- ・ 政府のフォローアップ体制の強化

### 随意契約の適正化の更なる推進について

平成19年10月30日(火)閣僚懇談会  
内閣総理大臣発言要旨

- 1 行政に対する国民の信頼を取り戻すためには、政府における無駄を徹底して排除するよう取り組んでいく必要がある。
- 2 国及び独立行政法人の締結する随意契約については、これまでも、競争性・透明性を高め、適正化を図るべく、見直しを鋭意進めてきたが、その趣旨に照らして十分でない運用が見られるとの指摘がある。行政に対する信頼の回復のためには、真の意味での適正化を推進していかなければならない。
- 3 したがって、これまで進めてきた随意契約の適正化に向けた取組が厳正に実施されるよう、
  - ① 一般競争入札への移行など契約形態が適切なものとなること、
  - ② 移行後はそれぞれの契約形態において競争性が十分確保されること、
  - ③ 特に公益法人に対する随意契約については重点的な見直しが行われること、について、各府省において徹底されたい。
- 4 また、契約を監視する第三者機関については、これまでも一部の府省に設置されてきたが、その監視対象は基本的に工事に係る入札契約に限定されていた。今後は、全ての府省に全ての契約の監視を行う第三者機関を設置するとともに、総務省が横断的立場から監視を行うことなどにより、各府省及び政府全体の監視体制の構築を図られたい。